平成２２年（フ）第９５号
宮崎県小林市細野3268番地
債務者　小園　敏文
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大塚法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２５４号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛248番地
債務者　瀧本　勝浩
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県洲本市物部３丁目６番16号
債務者　赤井　勝美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６２号
福井市板垣１丁目513番地２
債務者　矢部　　博
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３１１号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目16番17号
債務者　伊藤　浩史
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県豊岡市岩井819番地、工場の所在地兵庫県豊岡市岩井1169番地
債務者　今井工務店こと　今井　清美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
福岡県太宰府市朱雀１丁目11番10号
債務者　一宇　京子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４９０号
大阪府三島郡島本町青葉３丁目１番５号201
債務者　神﨑　寛之
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２６号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ６―204号
債務者　西村　邦広
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２２１号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷東８番地　宮後マンションＡ―705号
債務者　尾﨑　初江
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０１号
山形市芳野22番地８
債務者　木村　芳一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２０号
山形県寒河江市大字高屋字西浦100番地の５県営南寒河江アパート122号室
債務者　松田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１号
新潟県小千谷市大字三仏生4266番地
債務者　細貝　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1202番地の４　パナハイツ綾戸Ｂ201号
債務者　髙橋　義雄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
愛知県岡崎市天白町字流レ６番地７　セレーノ天白403
債務者　鈴木　君子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
三重県伊勢市二見町江949番地
債務者　中井　春紀（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
三重県鳥羽市安楽島町1244番地１
債務者　橋本　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係